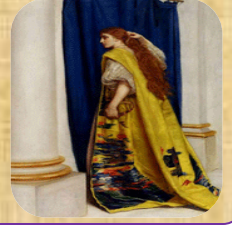




「モルデカイの会」のニューズレター

2010年12月号No.2 [モルデカイの会 事務局](http://mordecai.jp) (front@mordecai.jp)
東京都台東区東上野4-26-6 上野ビル 7F



「モルデカイの会」代表 加藤光一

「モルデカイの会」を支援していただいているみなさまには、心から感謝申し上げます。

2010年4月の初公判以降、刑事裁判（水戸地裁土浦支部）では11回の公判が重ねられてきました。今までに、被害者に対する尋問、被告人・ビュン宣教師に対する質問、坂本兵部牧師、犯行当日とされる日に被告人と会っていたという韓国人キムヨンス牧師、被告人の妻、秘書、尾山令仁牧師に対する証人尋問が実施されました。7月には、カルト問題に詳しい静岡県立大学・西田公昭準教授が「国際福音グループはカルト化している」と証言しました。被告人は当初から容疑を全面的に否認しており、特に犯行のあったとされる日には、韓国からキムヨンス夫妻ら二組の宣教師夫妻が来訪していたため犯行を行うことは不可能であったと主張し、当日に撮影されたとされるデジタル写真（ハードディスク）を証拠として提出しています。一方で、被告人秘書の手帳には、韓国宣教師の来訪はその前日であったと記載されており、明らかに矛盾しています。裁判所の命令によりこのハードディスクの鑑定が行われ、11月にその報告書が裁判所に提出されました。しかし、被告人の弁護人が鑑定報告書の結論の一部に同意できないとして、2011年1月7日に鑑定人の証人尋問が実施されることになっています。

公判の際は、傍聴整理券を求めて多くの支援者の方が裁判所前に並んでくださっています。多いときには30人近くの方が来られ、抽せんに外れた方々が交代で傍聴していました。背後の祈りで支えてくださっている方々お一人おひとりにも、感謝します。

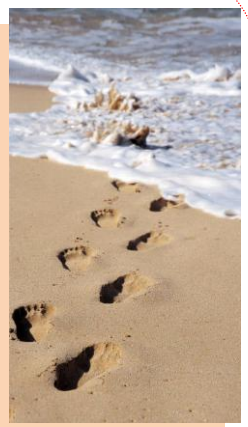
民事裁判（セクハラ、パワハラ民事裁判）（東京地裁）は依然として非公開のまま、弁論準備手続き（裁判の準備）が進められております。こちらも、被告側（ビュン宣教師ほか）は提訴内容についてほぼ全面的に否認しており、時間がかかっております。刑事裁判の進捗により、こちらも今後は審理が加速されて、2011年中頃には証人尋問（公開）が開始されると期待しています。

私たちは、これらの裁判を通して、事件の真相が明らかにされ、事件を起こした宗教法人小牧者訓練会・国際福音キリスト教団の内包する問題点もまた明らかにされることを願っています。法廷において被害者たちの法的救済が実現し、それを通して神の義が明らかにされて行くことを期待し信じるものです。ビュン宣教師の犯した罪が明らかにされたときには、彼自身の心底からの謝罪と、日本の法律に従った償いを求めるものであります。そのことこそが、被害を受けて長い間苦しんで来られた被害者やご家族の方々の癒しと権利の回復につながると考えています。続けてのご支援をお願い申し上げます。

パワハラ民事訴訟原告 C さんの証言

いつもお祈りのご支援を感謝いたします。

私は国際福音キリスト教会で約8年間、献身者として歩きました。牧師になりたくて十二使徒神学校に入学しましたが、神学の授業はほとんどなく、主に仕える訓練だとして、会堂のリフォーム工事やイベントの奉仕など常に教会のために働いていました。聖書の勉強をしたいという渴望がいつもあり、生活も常に困窮していたので、心は葛藤していましたが、それは自分の不信仰による否定的な考えだと自分に言い聞かせ、教会に従う



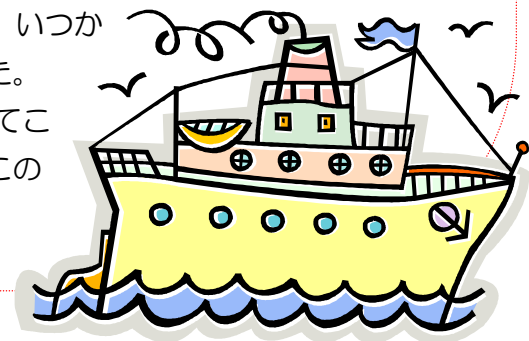
ことは主に従うことと信じて熱心に働きました。今思えば長年の献身者生活で私の心は次第に喜びを失っていました。ディボーションも奉仕も祈りも全てが義務的になっていました。そんな中、私は上司に当たる牧師からパワハラを受けて重度の精神病を発症してしまいました。約4ヶ月間精神病院に入院しました。退院後もすぐに家庭集会（牧場）を担当するよう言われたり、ミニストリーや肉体労働を強いられました。私は嫌だと思っても牧師に逆らってはならない、神に従うように指導者に従わなければならないと信じていたので必死に従いました。反抗などできませんでした。それがマインドコントロールなのだと思います。

先に国際を出ていた人々や私の妻のおかげで、私は国際を離れることができましたが、国際を出たばかりの私は、自分が被害者であるという認識すらありませんでした。離れることに恐怖も感じました。しかし他の退会者たちとの交流の中で徐々に自分が国際の被害者である事を悟りました。私はこれまで全てをかけて神様に従ってきたのに、何故病気になるなければならないんだ！と神様を恨んだり、自暴自棄になった時期もありました。泣きながら神様にこの辛さを訴えました。信仰さえ危うくなったりもしました。何もする気力もなく、とても裁判などできる状態ではありませんでした。しかし、裁判をすると決心した他の被害者達の証言を聞き、裁判をするにあたって私自身の被害事実も、他の被害者達の証言力を強めるために役立つと知りました。また私は自責の思いで苦しんだり、もしかしたら自分にも落ち度があったのではないかと考えていましたが、支援者のおひとりでもある牧師先生が「あなたに非はない。悪いのは100パーセント加害者です」と言って下さっていると聞き、この裁判が神様の御心であることを知り、私自身も原告団の一員として力を合わせて闘う事を決心しました。

発病から丸4年が経ち、国際にいた頃よりは随分回復に向かってはいますが、今も病気は治っていません。現在は障害者等級2級の障害者です。毎日たくさんの薬を飲み、胸の苦しみや圧迫感に耐えながらの生活です。健常者よりも労働が困難なため、国際を離れた現在でも経済的にも厳しい中にあります。その様な中で裁判をするのは精神的にも本当に大変なことなのですが、多くの支援者、同労者の方々に支えられながらここまでできています。

こんな私にも神様は共にいてくださり、希望のみ言葉を下さいました。イザヤ35章4節「強くあれ 恐れるな。見よ、あなたがたの神を。復讐が神の報いが来る。神は来て、あなたがたを救われる。」これはイスラエルの回復を預言した箇所です。どんなつらい状況にいても、いつか必ず神様が私を苦しみや悲しみから救って下さると語って下さいました。

このみ言葉が希望です。神様が必ず救って下さると信じます。そしてこの裁判を通して、真実なる神様の義を皆で体験する時、癒しと回復がこの身に起こる事を心から期待しています。



「クリスチャンが裁判に訴える時とは」

坂本兵部（東京サラン教会牧師、「モルデカイの会」会員）

（クリスチャン新聞2010年11月14日号から、許可を得て転載）

「主のしもべの罪は主が自ら裁くのに」「どんな罪でも無条件で赦すのが福音なのに」「裁判など、証しにならない。宣教の妨げだ」「油注がれた牧師に楯突くのは、御心ではない」——牧師の犯罪を法廷で裁くのにそのような理由で反対する声は、「モルデカイの会」（宗教法人「小牧者訓練会」による被害の回復を目的とする裁判の支援会、<http://mordecai.jp/>）の活動を進めながら、以前にも増してよく聞くよ



うになりました。

しかし、これらの主張は皆、聖書の曲解です。何故なら、まず、聖徒の交わりにおける「赦し」とは、真実な罪の告白がなされる時にのみ適用されるものであって、決して「無条件で」享受できるものではないのです（ルカ 17：3、Ⅰヨハ 1：7-10）。

罪を犯した者を、悔い改めと和解に導くのが、教会の本分であるのは勿論です。しかし問題は、単独で悔い改めを迫っても、二～三人で迫っても、果ては教会として迫っても、頑として己の罪を認めず、事実と異なるストーリーを捏造して他者に責任転嫁するような悪人が、実在するということです。主イエスは、そのような悪人の発信する嘘に、御身体なる教会が引きずり回されることを（ましてその罪の隠蔽に加担することを）、明確に禁じておられます（マタ 17：17）。この点を疎かにするなら、教会は、聖職者の性的不祥事にも適正に戒規を与えられない、中世カトリック教会さながらの「暗黒地帯」になります。被害者たちは「問題は自分にあった」という（加害者に刷り込まれた）嘘に呪縛され続け、苦しみを誰か外部の者に正直に訴えようものなら、裏切り者のレッテルに苦しむことにもなります。その二次・三次被害の深刻さは、想像を絶します。

<「戒規」の思想は重要な真理だ>

人間の心には、裁判や政治で扱える領域（社会的領域）と、それが扱えない領域（「魂の救い」に関する霊的領域）があります（マタ 22：21 など）。教会は勿論、後者を担当する専門機関ですが、仮に刑法にも抵触する深刻な不法行為が教会内で発生して、しかも加害者が悔い改めないなら、教会はその悪人を排除せねばなりません（Ⅰコリ 5：9-5：13）。そのような「戒規」のシステムが機能しているかどうかは、健全な教会と言えるかどうかの、重要な基準の一つである—これは、宗教改革者たちが生命を賭けて指し示してくれた、偉大な真理です。

「牧師の罪は信仰によって覆い隠せ。それがイエスの福音に従う道だ」などという教えは、世の法が神によって存在しているという聖書の真理に悖ります。教会は治外法権の場ではありません。牧師が世の法を犯せば、教会の「戒規」と共に、法の裁きも受けるのは当然です。それを否定するような群れは、端的に、教会の名に値しない反社会的団体であり、魂の救いに直結する霊的領域においても、神の国ならぬ「暗黒地帯」を作っているのです。

<加害者への加担は神への敵対だ>

仮に今日、そのような「暗黒地帯」から決死的覚悟で脱出してきた者が窮状を訴えるのを、クリスチャンが聞いたなら、（真偽を確認した上で）他教会の牧師の力を借りても加害者に悔い改めを迫るべきです。それも効果がない場合には、世の法に訴えてでも、真実の光が介入すべく最善を尽さねばなりません（ロマ 13：1）。「宣教の妨げになる」などという理由でそれを怠るのは、悪への加担であり、神の光への敵対です。

Ⅰコリ 6：6-7 には、コリントの聖徒らが不信者の前で教会の兄弟を告訴することを、パウロが責めている箇所があり、これが「教会内の問題を裁判にすること」を非難する際によく引用されます。しかしそれは、本来教会内で解決できる問題を、外部の不信者たちに裁かせている不作為を叱責したものです（Ⅰコリ 6：4）。

「モルデカイの会」が扱っているケースは、それとは異なります。それは、加害者が罪を認めぬために教会内での解決が不可能になったものです。原告たちは、私的な恨みを晴らすためではなく、このような事態が「教会」で二度と起こらぬために、何がこのような悲劇を「教会」にもたらしたのかを、公の場で明らかにし、それを日本の諸教会へのメッセージとしたいと願いつつ、裁判をしています。第三者の想像を超える苦しみの中で自発的にそのような選択をしている彼らと共に歩もうとする者と、彼らに冷ややかな視線を浴びせることで結果的に巨悪の隠蔽に加担する者と、一体どちらが神の国の証しになるのでしょうか。

一般会員を、随時募集しております

祈りや励まし、裁判の傍聴や情報提供、経済的支援などを通して、裁判に臨む被害者の皆さんを支えてくださる一般会員の方を、随時募集しております。一般会員になって下さった皆様には、メーリング・リストを通して、最新の公判状況（公判期日のお知らせや公判のご報告、報道記事など）とともに、2回/年の予定で、ニュース・レターをお送り致します。ぜひ、ご入会いただけますよう、お願いいたします。入会の申し込みは、モルデカイの会窓口 front@mordecai.jp まで、ご連絡下さい。また、既にご存知かと思いますが、本会では、ホームページ (<http://www.mordecai.jp/>) を開いており、公判状況等を発信しております。こちらへも、ぜひ、お立ち寄りください。

最近の裁判の状況

1) 刑事裁判 (http://www.mordecai.jp/trial_criminal.html)

2010年7月23日	第7回公判	検察申請証人（西田先生）尋問、被告人質問
2010年8月6日	第8回公判	被告人質問
2010年9月15日	第9回公判	被告人質問
2010年10月13日	第10回公判	鑑定依頼ほか
2010年11月19日	第11回公判	証人尋問(被害者)ほか

2) セクハラ、パワハラ民事裁判 (<http://www.mordecai.jp/trial.html>)

2010年7月27日	第5回弁論準備手続期日（非公開）
2010年9月28日	第6回弁論準備手続期日（非公開）
2010年11月16日	第7回弁論準備手続期日（非公開）

会計報告

2010年6月以降の月別の支援金額（募金額）と件数を、感謝をもってご報告いたします。

6月 72,080円（6件）、7月 91,606円（5件）、8月 25,000円（3件）、9月 55,400円（4件）、10月 48,440円（5件）、11月 30,000円（2件）、12月 41,600円（3件）

合計 364,126円 (28件)

経済的支援のお願い

私たちは、これからも、被害者を支援し、裁判を助けるための活動を続けて参ります。同時に、信仰をもって被害者たちの裁判を金銭的に支援する人々も必要です。聖霊に心動かされる方々が、それぞれの信仰によって被害者たちの志を金銭面で助けて下さることを、お願い申し上げます。刑事・民事両方の裁判の第一審判決までの費用（裁判費用、弁護士費用など）として、約1,000万円を見込んでおり、現在、約550万円が満たされております。当面、200万円を目標額として、支援のお願いを申し上げます。ご賛同いただきご支援いただける方は、下記の口座にお振込いただくか、メールにてお問い合わせください。



※郵便口座

記号： 00120-0-488435

名義： 「モルデカイの会」

※銀行からは、

銀行名： ゆうちょ、 店名： 〇一九（ゼロイチキュー）

<当座> 口座番号： 0488435

お問い合わせ： [モルデカイの会 事務局](mailto:front@mordecai.jp) (front@mordecai.jp)